

高齢者の権利を守るために
高齢者虐待防止・早期発見マニュアル

2022年4月

八代市健康福祉部高齢者支援課



目次

はじめに

1. 高齢者虐待防止法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 ページ
2. 高齢者虐待とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 ページ
3. 養護者による高齢者虐待・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 ページ
養護者による高齢者虐待対応の流れ
(1) 養護者による高齢者虐待の種類・具体例
(2) 養護者による高齢者虐待が発生する原因
(3) 養護者による高齢者虐待を防止するために
(4) セルフネグレクト（自己放任）について
(5) 養護者による高齢者虐待のまとめ
◎養護者による高齢者虐待Q&A
4. 養介護施設従事者等による高齢者虐待・・・・・・・・・・14 ページ
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の流れ
(1) 養介護施設従事者等とは
(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の種類・具体例
(3) 施設・事業所内での不適切なケア、高齢者虐待を防止するために
(4) 通報義務について
(5) 早期発見義務
(6) 通報者の保護について
(7) 養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するために
(8) 身体拘束について
◎養介護施設従事者等による高齢者虐待Q&A
5. 地域のみなさま、関係機関のみなさまへお願い・・・・・・・・25 ページ
(1) 地域のみなさまへ
(2) 保健・医療・福祉の関係者のみなさまへ
6. 相談・連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・25 ページ

はじめに

平成18年4月に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行され、10年以上が経過しました。八代市におきましても、八代市高齢者支援課・八代市地域包括支援センターが中心となって、高齢者虐待対応を行ってまいりましたが、発生した高齢者虐待に対応するだけでなく、高齢者虐待を未然に防ぐ取り組み、早期発見の仕組みが今後特に重要であると考えているところです。

本手引きには、「養護者による高齢者虐待」「養介護施設従事者等による高齢者虐待」について、基本的な事項を記載しております。支援の必要な高齢者に気付くポイントを例示しておりますので、気になる高齢者を発見した場合は、八代市または八代市地域包括支援センターまでお早めにご相談ください。

また、各関係機関におかれましては、本手引きを内部研修資料としてご活用いただければ幸いです。

2022年4月

八代市健康福祉部高齢者支援課

1. 高齢者虐待防止法について

高齢者虐待防止法は、正式には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」といい、平成 18 年 4 月に施行されました。

高齢者虐待防止法は、①高齢者虐待を防止すること、②養護者に対する支援を行うこと、③高齢者の権利を守ることを目的としており、虐待を行った人に罰則を与えることを目的とした法律ではありません。（高齢者虐待防止法第 1 条（目的）の条文を以下に記載しております。）

高齢者虐待防止法第 1 条（目的）

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者の虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

- 高齢者虐待防止法における「高齢者」とは、65 歳以上の人をいいます（高齢者虐待防止法第 2 条第 1 項）が、65 歳未満の人への虐待についても、必要に応じて高齢者虐待防止法の仕組みを活用して支援します。

2. 高齢者虐待とは

高齢者虐待には、「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の 2 種類があります。3 ページから「養護者による高齢者虐待」、14 ページから「養介護施設従事者等による高齢者虐待」について記載しています。

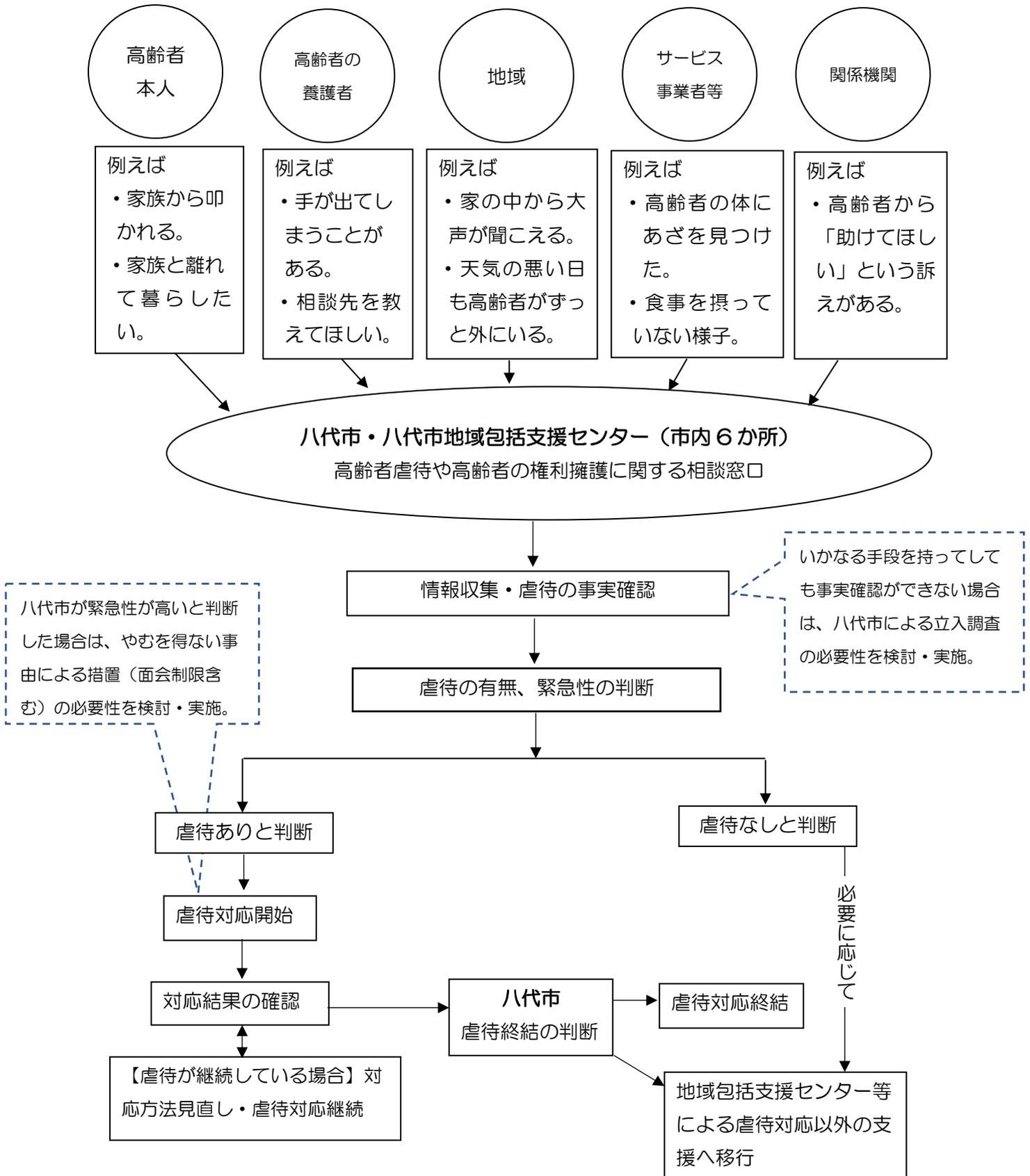
養護者による 高齢者虐待

「養護者」とは、高齢者を現に養護する人で、養介護施設従事者等以外の人のことをいいます（高齢者虐待防止法第2条第2項）。高齢者の日常生活において、食事や買い物、介護、金銭管理等何らかの支援を行っている人は、すべて「養護者」となります。同居しているかどうか、親族であるかどうかは問いません。

高齢者の日常生活において、何らかの支援をしている「養護者」が、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待に該当する行為を高齢者に行った場合、「養護者による高齢者虐待」となります。

5ページから9ページにかけて、それぞれの虐待の内容、高齢者虐待に気付くポイントを例示しています。

養護者による高齢者虐待対応の流れ



3. 養護者による高齢者虐待

(1) 養護者による高齢者虐待の類型・具体例

① 身体的虐待

虐待の内容・具体例
<ul style="list-style-type: none">・殴る、蹴る、つねる、やけどをさせる、など高齢者の身体に外傷が生じる暴行を加える。・刃物や器物で外傷を与える。・医学的根拠のない痛みを伴うようなりハビリを強要する。・無理やり食事を口に入れる。・ベッドに体をしばるなどして身体を拘束する。・意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する。・鍵をかけて閉じ込める、鍵をかけて長時間自宅に入れない。など
<p>《ポイント》</p> <p>★高齢者に当たらないよう物を投げるなど、外傷が生じるおそれのある行為も身体的虐待となります。</p>

〈身体的虐待：気付きのポイント〉

- 身体に不自然なアザや傷がある。
- 身体に縛られたような痕がある。
- 傷やあざに対する説明のつじつまが合わない。
- 回復状態がさまざまな段階の傷、あざがある。
- おびえたような表情・しぐさがある。
- 「家にいたくない」「叩かれる」「怒られる」などの訴えがある。
- 養護者が近くにいるときといないときで、高齢者の態度や表情が違う。
- 養護者の顔色を伺いながら高齢者が話をする。
- 高齢者から「鍵をかけられる」「外に出される」などの発言がある。
- 高齢者から「物を投げられる」「刃物をつきつけられる」などの発言がある。
- 養護者から「しつけのために外に出す」「外から鍵をかけて部屋から出てこないようにする」などの発言がある。
- 「できないのは本人が甘えているだけ」「リハビリをすればできるようになるはず」といった医学的根拠に基づかない発言が養護者から出ることがある。
- 養護者から「手が出てしまう」といった発言がある。
- 明確な理由を示さずに、デイサービスなどで高齢者が入浴すること、入浴介助を受けることを養護者が嫌がる。
- 医療・保健・福祉関係者と高齢者が接触することを養護者が嫌う・ためらう。

②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

虐待の内容・具体例
<ul style="list-style-type: none">・入浴しておらず異臭がする。・髪や爪が伸び放題になっている。・皮膚や衣服、寝具が汚れたままになっている。・水分や食事を十分に与えない。・室内にゴミを放置する、冷暖房を使わせないなど劣悪な環境で生活させる。・治療やケアが必要な状態にもかかわらず、周囲が納得できる理由なく、医療・介護サービスなどを制限したり使わせなかったりする。・入院やケアが必要な状態にある高齢者を強引に病院や施設等から連れ帰る。
<p>《ポイント》</p> <ul style="list-style-type: none">★高齢者が養護者以外の第三者から虐待を受けていることを知りながら、養護者が見てみぬふりをすると、養護を怠っているとして、「介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）」となります。★意図的でなかったとしても、養護を怠ることで、高齢者の生活環境や身体状況、精神状態を悪化させている場合は、「介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）」となります。

〈介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：気付きのポイント〉

- 部屋や住居がきわめて非衛生的で異臭がする。
- 高齢者の身体から異臭がする。
- 髪、ひげ、爪が伸びており、汚れている。
- 下着や衣類が汚れたままになっている。
- 体重の増減や脱水症状、低栄養状態などがみられる。
- 高齢者の身体に程度の重い潰瘍、褥瘡（床ずれ）ができています。
- デイサービスなどの介護サービスを利用した際、ガツガツと食事を摂る。
- 冷蔵庫に食材が入っていない。
- 養護者の介護が乱暴に思える。
- 養護者の高齢者に対する態度が冷たい、無関心。
- 家族が他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法にこだわる。
- 病院受診が必要な状態にも関わらず受診させない。
- 処方箋どおりに薬を飲ませない。
- 電気、ガス、水道などが止まっていることがある。
- 雨の日や寒い日も、高齢者が家の外に出ている。

③心理的虐待

虐待の内容・具体例
<ul style="list-style-type: none">・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。・侮辱をこめて、子どものように扱う。・介助がしやすいという理由で、トイレで排泄可能な高齢者にオムツを使用させる。・自分で食事を摂ることのできる高齢者に、食事を全介助で食べさせる。・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。・家族や親族、友人等の団らんから排除する。

〈心理的虐待：気付きのポイント〉

- 強い無力感、抑うつ、あきらめ、投げやりな態度等がみられる。
- 意気消沈して、よく泣いたり、涙ぐんだりする。
- 落ち着きなく動き回る。
- 自傷行為、身体の揺すり、かみつきなどの行為がある。
- 過度の恐怖心、おびえを示す。
- 恐怖、苦痛、不満などを訴える。
- 睡眠障害（不眠、過眠、悪夢など）がみられる。
- 食欲不振、過食、拒食などがみられる。
- 高齢者に養護者の話をすると、おびえたような様子を見せる。
- 家の中から大声が聞こえる。
- 高齢者から「洗濯機やお風呂を使わせてもらえない」などの発言がある。
- 高齢者の世話や介護について、養護者が本人の目の前で拒否的な発言をする。
- 養護者から高齢者に対して、「なんでできないの」「また失敗したの」など高齢者の尊厳を傷つけるような発言がある。

④性的虐待

虐待の内容・具体例
<ul style="list-style-type: none">・ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。・ 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。・ 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸や下着のまま放置する。・ 人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。・ わいせつな映像や写真を見せる。・ キス、性器への接触、セックスを強要する。

〈性的虐待：気付きのポイント〉

- 肛門や性器に不自然な出血、傷、痛み、かゆみなどがある。
- 座位や歩行が不自然なときや困難なときがある。
- 恐怖やおびえを示す。
- 自傷行為などがみられる。
- 明確な理由を示さずに、トイレ介助やオムツ交換の介助を高齢者が嫌がる。
- 明確な理由を示さずに、介護事業所の職員等による高齢者の排泄介助を、養護者が拒否する。
- 明確な理由を示さずに、高齢者が入浴介助を拒否する。
- 明確な理由を示さずに、デイサービスなどで高齢者が入浴すること、入浴介助を受けることを養護者が嫌がる。
- 高齢者から「トイレを失敗すると裸にされる」などの発言がある。
- 養護者から「失禁したらしつけとして裸にしている」などの発言がある。

⑤経済的虐待

虐待の内容・具体例
<ul style="list-style-type: none">• 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する。• 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。• 自宅等を本人に無断で売却する。• 年金や預貯金を無断で使用する。• 入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。
<p>《ポイント》</p> <p>★養護者以外の親族による金銭搾取は、「養護者による経済的虐待」として対応する必要があります。</p> <p>(例)・日頃高齢者の世話をしていない親族が、高齢者の年金を勝手に使用している。</p> <p>・日頃高齢者の世話をしていない親族が、高齢者の通帳を取り上げており、高齢者が病院受診や介護サービスの利用を我慢している。 など</p>

〈経済的虐待：気付きのポイント〉

- 「年金をとりあげられた」「通帳をとられた」「お金をとられた」などの訴えがある。
- 病院の受診費用や入院費用の滞納がある。
- 介護サービス利用料の滞納がある。
- 光熱水費や家賃、介護保険料、医療保険料などの滞納がある。
- 養護者の都合で、高齢者に必要と思われる医療サービスや介護サービスが利用できない。
- 高齢者の家や土地、貴重品などを、養護者が勝手に処分する。
- 衣食住にお金がかけていない。
- 本人が急にお金を持たなくなる。

〈その他気付きのポイント〉

- 家を訪ねても、いつも鍵や雨戸、カーテンが閉まっている。
- 家を訪ねても、養護者が高齢者に会わせてくれない。
- 地域との交流が極端に少ない。
- 地域の人や、医療・保健・福祉関係者が自宅を訪ねてくることを養護者が嫌う。
- 郵便受けがいっぱいになっている。
- 夜になっても電気がつかないことがある。
- 同居者のいる高齢者が、1人分の弁当や惣菜、パンなどを頻繁に購入している。

(2) 養護者による高齢者虐待が発生する原因

高齢者虐待は、さまざまな要因が重複して発生します。虐待をしている養護者自身に困りごとがある場合も多いため、虐待を受けている高齢者・虐待を行っている養護者の両方へ働きかけ、虐待が発生しやすい環境そのものを改善する必要があります。

繰り返しになりますが、**高齢者虐待防止法は、虐待を行った養護者に罰則を与えることを目的とした法律ではありません。**虐待をしている人にも必要な支援を行うことで、高齢者虐待を解消し、高齢者本人の権利を守ることを目的としています。

虐待を受ける 高齢者側の要因

- ・加齢や怪我、疾病等による身体機能の低下。
- ・認知症の発症、悪化。
- ・生活困窮。
- ・養護者との以前からの関係性。
- ・介護サービス等への抵抗感。
- ・相談者がいない。

虐待を行う 養護者側の要因

- ・介護ストレス、介護負担。
- ・養護者自身の疾病や障がい。
- ・認知症への対応が困難。
- ・生活困窮。
- ・高齢者との以前からの関係性。
- ・介護サービス等利用可能なサービスを知らない。
- ・介護サービス等への抵抗感。
- ・相談者がいない。
- ・飲酒、ギャンブル等。

その他の要因

- ・親族との関係が悪い。
- ・暴力の世代間連鎖。
- ・家屋の老朽化、不衛生。
- ・地域からの孤立。



(3) 養護者による高齢者虐待を防止するために

① 高齢者虐待かな？と思ったら

高齢者虐待防止法では、「虐待を受けたかもしれない」高齢者を発見した段階で市町村への通報が可能とされています。高齢者虐待が発生しているかもしれないと感じた場合、本当に虐待が行なわれているか確認する必要はありません（虐待が行なわれているかどうかは、市町村が確認します）。

また、市町村には、通報者を特定させるような情報を漏らしてはいけないという守秘義務があります。相談者の秘密は守られますので、「虐待かもしれない」と感じた段階で八代市高齢者支援課または八代市地域包括支援センターまでご連絡ください（連絡先は 25 ページに記載しています）。

通報義務

- ・ 生命・身体に重大な危険が生じている高齢者を発見した場合

通報努力義務

- ・ 虐待を受けている様子のある高齢者を発見した場合

★ポイント

高齢者虐待防止法上の「通報」は、「権利を侵害されている高齢者がここにありますよ」という「連絡・相談」です。相談が遅れると、高齢者の権利侵害の期間が長引くこととなりますので、お早めにご相談ください。

② 高齢者の生命に危険が生じている場合

高齢者の生命に危険が生じている場合、市町村は、「立ち入り調査」や「やむを得ない事由による措置」等の権限を適切に行使します。養護者の非協力によって、介護保険サービス等の契約や財産管理などに支障が出ている場合は、成年後見制度の活用も検討します。

立ち入り調査や措置は、いかなる手段をもってしても、高齢者の身の安全を確保することができない場合に実施するものです。高齢者虐待の状況を確認した上で、市が必要性の検討・判断を行います。

また、高齢者保護の観点から、養護者との面会を制限することも可能です（高齢者虐待防止法第 13 条）が、その必要性については市が検討します。

(4) セルフネグレクト（自己放任）について

セルフネグレクトとは、高齢者が自らの意思や認知症、うつ状態などによって、生活能力や生活意欲が低下し、客観的にみて本人の人権が侵害されている場合をいいます。セルフネグレクトは、虐待の5類型には該当しませんが、認知症などによって判断能力が低下している場合や本人の健康状態に影響が出ている場合などは、高齢者虐待に準じた対応が必要とされています。

セルフネグレクトとしての対応が必要な状況としては、著しく不衛生な環境で生活をしている、医療・介護サービスが必要な状況にも関わらず利用を拒否している場合などが想定されますが、不適切な状態だからといって、本人の意思を汲まなくてもよいということにはなりません。本人の意思能力の程度と本人のおかれている環境、生命や身体への影響などを勘案しながら、本人の意思を尊重できる状況か否か判断する必要があります。

また、本人独自の価値観によって、セルフネグレクト状態に陥っている場合、支援者側の価値観と本人の価値観に隔たりがあることを念頭に置いた関わりが必要です。セルフネグレクトに該当するのではないかとと思われる事例がありましたら、高齢者支援課または地域包括支援センターまでご相談ください。

(5) 養護者による高齢者虐待のまとめ

身体的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待は重複して発生することも多くあります。養護者による高齢者虐待は、第三者の目の届かない密室で発生することが多いため、発見されにくいという特徴があります。

また、高齢者虐待の対応においては、虐待が意図的に行われているかどうかではなく、高齢者の権利が侵害されているかがポイントとなります。高齢者・養護者双方に高齢者虐待の自覚がなかったとしても、上述してきた「気づきのポイント」に該当するような高齢者、ご家庭を発見された場合はお早めにご相談ください。



Q1. 虐待の相談後、八代市や地域包括支援センターはどのように対応するのか。

- A. 虐待の相談を受けた場合、まずは本当に虐待が発生しているかどうか確認します。虐待が発生しているかどうかの確認は、関係者への聞き取り、自宅訪問などによって行います。高齢者虐待が発生しているという事実が確認できた場合は、虐待の解消に向けて対応を行いません。虐待対応は、虐待が解消するまで続きます。

Q2. 本人も虐待を受けている自覚がなく、養護者も虐待をしている自覚がない場合でも、「虐待」として相談していいのか。

- A. 虐待をしている、虐待を受けているという自覚は問いません。自覚があるかどうかではなく、行なわれている行為が虐待であるかどうかで判断します。虐待の自覚がなくとも、客観的に見て高齢者の権利が侵害されている状況であれば、高齢者の権利を守るために高齢者虐待としての対応が必要です。

Q3. 虐待の判断が難しく、どのタイミングで通報したらいいのかわからない。

- A. 虐待であるかどうかの判断は、八代市が行います。「虐待かもしれない」と感じた段階で、八代市または八代市地域包括支援センターまでご相談ください。結果的に、高齢者虐待ではなかったとしても、「虐待を受けたと思われる」段階で通報することができますので、「虐待じゃなかったらどうしよう」という心配は要りません。相談者に関する秘密は守りますので、安心してご相談ください。

Q4. 個人情報保護法があるのに、通報してもよいのか。

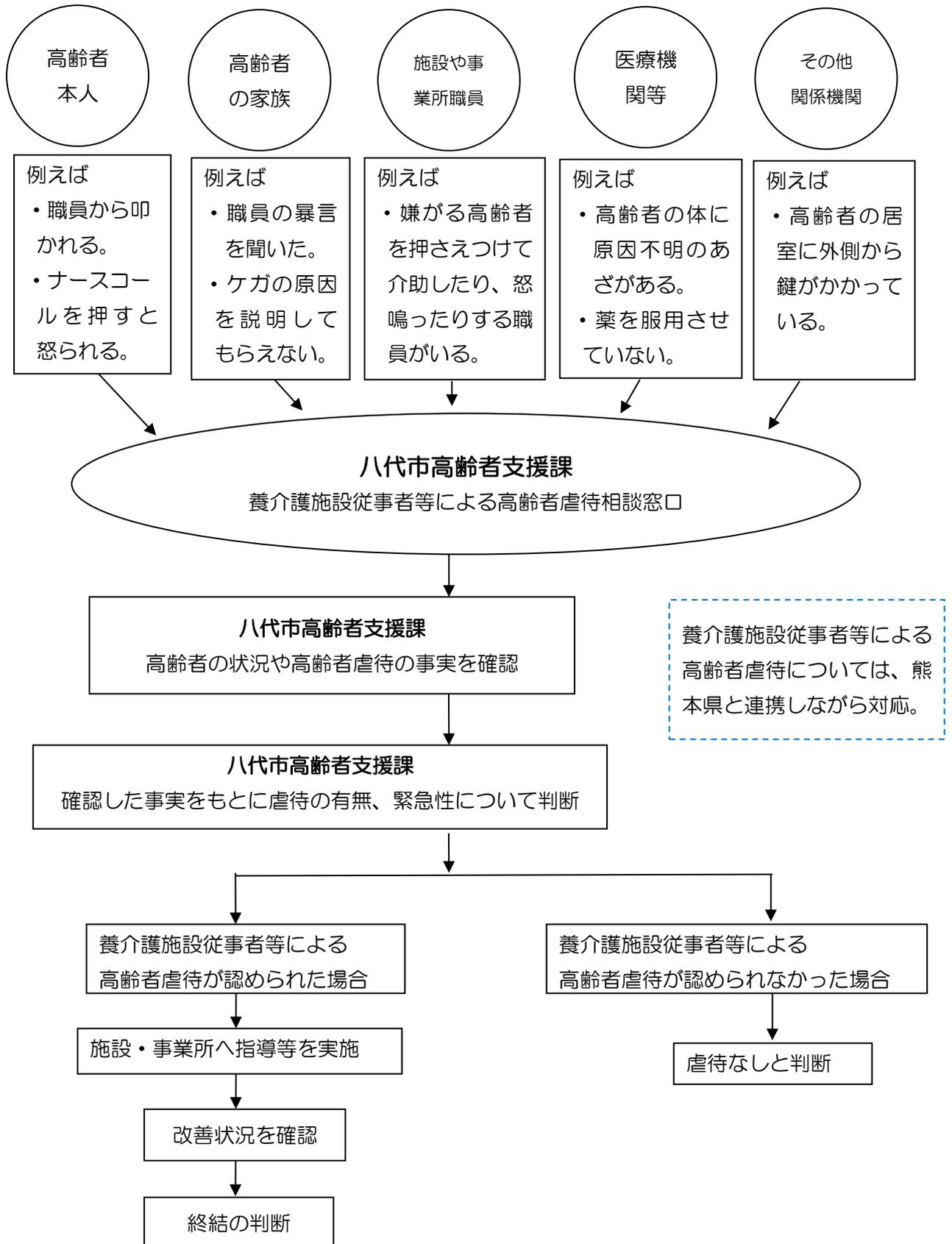
- A. 高齢者虐待の通報は、個人情報保護法よりも優先すべきものです。個人情報保護法の例外規定として、「法令に基づく場合」、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」と定められています。生命・身体に重大な危険が生じている高齢者を発見した場合は「通報義務」、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は「通報努力義務」があると高齢者虐待防止法で規定されているため、個人情報保護法の例外規定「法令に基づく場合」に該当します。また、高齢者虐待は、生命・身体・財産の保護が必要な場合もあり、本人の同意を得ることが難しい場合もありますので、これも個人情報保護法の例外規定に該当します。

養介護施設従事者等 による高齢者虐待

老人福祉法や介護保険法に規定する施設や事業所で働いている「養介護施設従事者」が、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待に該当する行為を高齢者に行った場合、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」にあたります。

それぞれの虐待の内容については、17ページから19ページに例示しています。施設内でのケアを振り返るためのチェックリストも20ページに記載しておりますので、ご活用ください。

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の流れ



4. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

(1) 養介護施設従事者等とは

「養介護施設従事者等」とは、以下の表の施設・事業の業務に従事する人をいいます。(高齢者虐待防止法第2条第2項)

	養介護施設	養介護事業
老人福祉法による規定	老人福祉施設、有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業
介護保険法による規定	地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター	居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

老人福祉法や介護保険法に規定する施設や事業所で働いている「養介護施設従事者」が、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待に該当する行為を高齢者に行った場合、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」となります。

★ポイント

本手引きの2ページ目に、「高齢者虐待防止法における高齢者＝65歳以上の人」と記載しておりますが、養介護施設に入所している65歳未満の人、養介護施設や養介護事業サービスを利用している65歳未満の人は、高齢者とみなし、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用することとされています。(高齢者虐待防止法第2条第6項)

つまり、何らかの介護サービスを受けている65歳未満の人が、養介護施設従事者から虐待を受けた場合は、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」としての対応が必要です。

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の類型・具体例

①身体的虐待

虐待の内容・具体例
<ul style="list-style-type: none">・殴る、蹴る、つねる、打撲をさせるなど、高齢者の身体に外傷が生じる暴行を加える。・入浴時に熱い湯やシャワーをかけてやけどさせる。・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられていない、身体的苦痛や病状悪化を招くような行為を強要する。・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等に押さえつける。・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。・高齢者が拒否しているのに、職員のペースで食事を無理やり口に入れて食べさせる。・緊急やむを得ない場合以外の身体拘束・抑制。(詳細は23ページに記載。) <p>《ポイント》</p> <p>★高齢者にあたらぬよう物を投げるなど、外傷が生じるおそれのある行為も身体的虐待となります。</p>

②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

虐待の内容・具体例
<ul style="list-style-type: none">・入浴させない。・髪や爪を伸び放題にしている。・汚れた服や破れた服を着せる。・褥瘡ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。・おむつが汚れている状態を日常的に放置する。・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養管理を怠る。・暑すぎる・寒すぎる環境に長時間置く。・室内にゴミを放置する、ネズミやゴキブリがいる劣悪な環境に置く。・医療が必要な状況で受診させない。・救急対応が必要な状況で対応を行わない。・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置する、処方通りの治療食を食べさせない。・ナースコール等の使用をさせない、手の届かないところに置く。・めがね、義歯、補聴器等を使用させない。・他の利用者に暴力を振るう高齢者へ何の対応も講じない。・その他、職務上の義務を著しく怠る。

③心理的虐待

虐待の内容・具体例
<ul style="list-style-type: none">• 怒鳴る、ののしる、「死ね」など侮辱的なことを言う。• 「施設にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。• 排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する、日常的にからかう。• 排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。• 子どものように扱う、子ども扱いするような呼称で呼ぶ。• 「意味もなくコールを押さないで」「こんなこともできないの」などと言う。• 他の利用者に、高齢者やその家族の悪口等と言う。• ナースコールや高齢者の呼びかけを無視する。• 高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。• 高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる、他の利用者にやらせる。• トイレを使用できるにも関わらず、職員の都合で、本人の意思や状態を無視してオムツを使用させる。• 自分で食事ができるにも関わらず、職員の都合で、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。• 本人の「家族に伝えて欲しい」との訴えを理由なく無視して伝えない。• 理由もなく住所録や高齢者の携帯電話を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。• 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。• 車椅子での移乗介助時に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。• 自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。• 入所者の顔に落書きをする。• 本人の意思に反した異性介助を繰り返す。• 浴室や脱衣所で、異性の利用者と一緒に入浴、着替えなどを行う。 など

④性的虐待

虐待の内容・具体例
<ul style="list-style-type: none">・高齢者との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。・性器等への接触、キス、性的行為の強要。・性的な話を無理やり聞かせる、話させる。・わいせつな映像や写真を見せる。・高齢者を理由もなく裸にする。・わいせつな行為をさせ映像や写真を撮る、撮影したものを他人に見せる。・排泄や着替えの介助がしやすいという理由で、上半身や下半身を裸にしたり、下着のまま放置したりする。・人前で排泄をさせる、オムツ交換をする。・排泄の場面を他者に見せないための配慮をしない。・異性の利用者と一緒に入浴させる。 など

⑤経済的虐待

虐待の内容・具体例
<ul style="list-style-type: none">・高齢者の財産や金銭を使用する。・高齢者の希望する金銭の使用を理由なく制限する。・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。・高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない。・立場を利用して、お金を借りる。・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。

(3) 施設・事業所内での不適切なケア、高齢者虐待を防止するために

施設内での高齢者虐待を防止するためには、日頃のケアについて振り返り、職員同士で共有することが重要です。施設内で不適切なケアが発生していないか、『虐待の芽チェックリスト』等を用いて、定期的にチェックすることも虐待を未然に防ぐために有効と考えられます。

チェックが入ったかどうかに重点を置くのではなく、チェックが入った項目をどのように改善するか組織全体で考えるきっかけにさせていただくことが重要です。

虐待の芽チェックリスト

- 利用者に友達感覚で接したり、利用者を子ども扱いしたりすることがある。
- 利用者をあだ名や〇〇ちゃん、〇〇くん、呼び捨てなどで呼ぶことがある。
- 利用者に「〇〇して!」「〇〇したらダメ!」など命令口調になることがある。
- 利用者へ指示が通らないと、イライラすることがある。
- 利用者への声かけなしに介助することがある。
- 利用者への声かけなしに居室に入ることがある。
- 利用者の承諾を得ずに私物を触ることがある。
- 利用者のプライバシーに配慮せず、職員同士で話題にすることがある。
- 利用者に「ちょっと待って」を乱用し、長時間待たせることがある。
- 利用者に必要な日用品や道具（義歯、めがね、補聴器、ナースコールなど）が使えない状態をそのままにしていることがある。
- 利用者の呼びかけやナースコールに対応しないことがある。
- 利用者の訴えや意見に否定的な態度をとることがある。
- 入浴や食事介助について、介護方法を工夫しないまま無理強いしてしまうことがある。
- カーテンを閉めずに排泄介助をしたり、排泄について大声で話したりすることがある。
- 時間や余裕がないときに、利用者への介助が雑になることがある。
- 時間や余裕がないときに、利用者への受け答えが雑になることがある。
- 職員同士のコミュニケーションがうまくいっていないと感ずることがある。
- 利用者へのケアについて、職場内で十分に検討ができていないと感ずることがある。
- 他の職員が行っているケアに疑問を感ずることがある。
- 通所介護事業所や訪問介護事業所において、家族の不適切なケアに気付いても、誰にも相談しないことがある。

(4) 通報義務について

老人福祉法や介護保険法に規定する施設や事業所で働いている「養介護施設従事者」には、施設や事業所内で、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、市町村に通報しなければならないという「**通報義務**」があります。

養介護施設従事者でない人にも、施設や事業所内での虐待により、生命・身体に重大な危険が生じている高齢者を発見した場合は「**通報義務**」、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、「**通報努力義務**」が規定されています。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者自身が、市町村に届け出ることもできます。(高齢者虐待防止法第21条)

通報義務

- ・ 養介護施設従事者が自分の所属している施設や事業所で高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合。
- ・ 生命・身体に重大な危険が生じている高齢者を発見した場合。

通報努力義務

- ・ 虐待を受けている様子のある高齢者を発見した場合

★施設内での虐待を発見した場合は、

高齢者支援課（33-4436）まで速やかにご相談ください。

(5) 早期発見義務

高齢者虐待防止法第5条には、「養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士、その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」という早期発見義務が規定されています。

養介護施設従事者等は、自らが所属する事業所等での高齢者虐待の発生を防止することはもちろん、虐待を受けている高齢者を早期に発見し得る立場にあることを意識する必要があります。

(6) 通報者の保護について

高齢者虐待防止法第 21 条第 6 項には、「刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならない」と規定されています。つまり、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、守秘義務よりも通報義務が優先するということになります。

また、高齢者虐待防止法第 21 条第 7 項には、「養介護施設従事者等は、通報したことを理由として、解雇、その他不利益な取り扱いを受けない」と規定されています。通報した事案が高齢者虐待として認定されなかった場合においても、不利益な取扱いは禁止です。

ただし、通報が虚偽または過失によるものであった場合、高齢者虐待防止法第 21 条第 6 項・第 7 項の規定は適用されません。

【虚偽・過失について】

- 高齢者虐待の事実がないと知りながら、うその通報をした場合は「虚偽」となります。
- 虐待があると通報者が感じたことについて、一応の合理性があれば「過失」とはなりません。一応の合理性とは、高齢者の状況や虐待をしたと思われる職員の様子などから、虐待があったと合理的に考えられる場合をいいます。合理性がない場合は、「過失」となります。

(7) 養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するために

「平成 28 年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」によると、養介護施設従事者等による高齢者虐待の主な発生要因は、「教育、知識、技術不足など」が 66.9%、「職員のストレスや感情のコントロールの問題」が 24.1%となっています。

このことから、職場内外の研修会への参加、職員のストレスケアなどは、養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止に効果があるものと思われます。八代市では、毎年 1 回養介護施設従事者等による高齢者虐待防止研修を行っておりますので、職員研修の一環としてご活用ください。また、高齢者支援課職員による出前講座等も可能ですので、必要時にご相談ください。

なお、高齢者虐待の発生を未然に防ぐためには、実際にケアにあたる職員だけでなく、管理職も含めた事業所全体で、高齢者虐待防止や身体拘束防止について意識の共有を図る必要があります。

(8) 身体拘束について

緊急やむを得ない場合以外の身体拘束・抑制は身体的虐待にあたります。

①身体拘束とは

厚生労働省の「身体拘束ゼロへの手引き」において、以下の行為が身体拘束に該当すると記載されています。

- ・徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等でしばる。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

※上述の行為以外でも、高齢者の行動を制限するものは身体拘束となります。

②緊急やむを得ない場合とは

緊急やむを得ない場合とは、「①切迫性」「②非代替性」「③一時性」という3要件を全て満たす場合です。3つの要件すべてを満たしていない場合に、身体拘束を実施すると身体的虐待になります。

「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうか、身体拘束が真に必要なかどうかは、職員個人ではなく、事業所全体で検討する必要があります。

要件	定義
①切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
②非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
③一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

Q1. 利用者本人や家族の同意のもと、身体拘束を実施している場合であっても、身体的虐待に該当するか。

A. 本人や家族から同意を得ていたとしても、3要件を満たさない身体拘束（＝緊急やむを得ない場合以外の身体拘束）はすべて「身体的虐待」となります。

本人や家族から依頼があったとしても、施設での身体拘束は禁止されていることを説明し、施設全体で身体拘束を実施しなくてもよい方法を検討する必要があります。

Q2. 職員個人が、「緊急やむを得ない場合」にあたりと判断した場合、身体拘束を実施してもよいのか。

A. 職員個人で、身体拘束の必要性を判断することは適切ではありません。

職員個人のスキルや経験の差によって、判断にばらつきがでることを防ぐため、身体拘束を実施する場合は、組織全体で判断することが重要です。

Q3. 施設内で虐待を発見した場合、八代市に直接連絡してもよいのか。

A. 市に直接ご連絡いただいても構いません。

「養介護施設従事者」には、施設や事業所内で、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、市町村に通報しなければならないという「通報義務」がありますので、虐待を発見した場合は速やかに八代市へご連絡ください。

なお、高齢者虐待防止法では、通報した事案が虚偽または過失によるものでない場合、「養介護施設従事者等は、通報したことを理由として、解雇、その他不利益な取り扱いを受けない」と規定されています。通報した事案が、結果的に高齢者虐待として認定されなくとも、不利益な取扱いは禁止されています。通報者の秘密は守りますので、安心してご相談ください（詳細は21～22ページに記載しています）。

Q4. 施設内で高齢者虐待を発見した場合、地域包括支援センターに相談してもいいのか。

A. 地域包括支援センターにご相談いただいても構いませんが、養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応は八代市が行います。

5. 地域のみなさま、関係機関のみなさまへお願い

(1) 地域のみなさまへ

地域で気になる高齢者やご家庭を発見した場合は、速やかに八代市または八代市地域包括支援センターまでご相談ください。みなさまからの相談が、高齢者の権利を守ることに繋がります。

(2) 保健・医療・福祉関係者のみなさまへ

高齢者虐待防止法第5条には、「養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士、その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」という早期発見義務が規定されています。

高齢者虐待ではないかと思われた段階で、八代市または八代市地域包括支援センターへ速やかにご相談ください。

6. 相談・連絡先

名称	担当校区	住所	電話番号
八代市高齢者支援課	—	松江城町 1-25	33-4436
八代市第1地域包括支援センター (ふるさと)	鏡・東陽・泉	鏡町内田 742 番地 2	53-2601
八代市第2地域包括支援センター (やまびこ)	太田郷・昭和・ 龍峯・千丁	上日置町 2345 番地	30-8071
八代市第3地域包括支援センター (だいち)	松高・八千把	井揚町 3100 番地	45-5568
八代市第4地域包括支援センター (しおかぜ)	代陽・八代・麦 島・群築	群築一番町 180 番地 1	37-3337
八代市第5地域包括支援センター (くまがわ)	植柳・高田・金 剛・宮地	植柳上町 683 番地 1	35-1111
八代市第6地域包括支援センター (おれんじ)	日奈久・二見・ 坂本	日奈久塩南町 146 番地 7	38-3373

相談は無料です。

相談者の秘密は守られますので、気になる高齢者
を発見した場合は、お早めにご相談ください。



～参考文献・参考資料～

- 『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』（平成 30 年 3 月厚生労働省老健局）
- 『市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き』（平成 24 年 3 月社団法人日本社会福祉士会）
- 『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き』（平成 23 年 3 月社団法人日本社会福祉士会）
- 『虐待の芽チェックリスト』（公益財団法人 東京福祉保健財団高齢者権利擁護支援センター作成）
- 『身体拘束ゼロへの手引き～高齢者ケアに関わるすべての人に～』（2001.3 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）